

平成23年1月

逗子市教育委員会定例会

平成23年1月17日

逗子市教育委員会

会 議 録

平成23年1月17日逗子市教育委員会1月定例会を逗子市役所5階第5会議室に招集した。

◎ 出席者

委 員 長 村 松 邦 彦

教 育 委 員 竹 村 史 朗

教 育 委 員 山 西 優 二

教 育 委 員 桑 原 泰 恵

教 育 長 青 池 寛

教 育 部 長 柏 村 淳

教 育 部 次 長 杉 山 光 世
社会教育課長事務取扱

教 育 総 務 課 長 原 田 恒 二

教 育 総 務 課 主 幹 永 島 重 昭
(施 設 整 備 担 当)

学 校 教 育 課 長 奥 村 文 隆

学 校 教 育 課 主 幹 川 名 裕

教 育 研 究 所 長 川 村 信 敏

図 書 館 長 小 川 俊 彦

図 書 館 館 長 補 佐 鈴 木 明 彦

市 民 協 働 部 文 化 振 興 課 長 間 瀬 勝 一

市 民 協 働 部 ス ポ ー ツ 課 長 宮 崎 豊

事務局

教 育 総 務 課 教 育 総 務 係 長 佐 藤 多 佳 子

教 育 総 務 課 主 任 土 屋 直 之

◎ 開会時刻 午前10時00分

◎ 閉会時刻 午前10時41分

◎ 会議録署名委員決定 竹村委員、桑原委員

○村松委員長

おはようございます。それでは、会議に先立ち、傍聴の皆さんにお願いいたします。傍聴に際しては、入口に掲示されております注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、報道関係者以外の録音、写真撮影につきましては、許可しておりませんので、御了承ください。また、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されたときには、退場いただく場合がありますので、御了承ください。

○村松委員長

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年逗子市教育委員会1月定例会を開会いたします。

それでは会議に入ります。本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は竹村委員、桑原委員にお願いいたします。

これより会議日程に入ります。

◎日程第1「教育長報告事項について」

○村松委員長

次に、日程第1「教育長報告事項について」を議題といたします。

教育長から報告をお願いいたします。

○青池教育長

おはようございます。それでは、座らせて説明いたします。まず、明けましておめでとうございます。本年もまたよろしくお願いいたします。年末・年始、各小・中学校においては、平穏な冬休みだったということの報告もありました。また、市の行事、賀詞交換会、それから出初式、逗子市駅伝競争大会、成人式等がありまして、各委員さんにも出席していただきまして、これもありがとうございました。

それから、1月6日、湘南三浦教育事務所で管内教育長会議が行われました。この中身について御報告いたします。議題は大きく4つありまして、1つは教職員の不祥事について、毎回こういう話が出るわけですがけれども、昨年11月5日と12月22日に県教育長名の通達の内容です。わいせつ行為及び女子生徒に対する不適切な行為で懲戒免職処分にしたということと、それから車検切れの車で事故を起こした教頭と、体罰で生徒に負傷させた教員については、減給処分をしたと、こういうことが昨年続いてあったという話です。それで、各市町の学校の教職員に対し、綱紀の保持について改めて通知徹底すること。また、不祥事の根絶

に向けて指導の徹底をお願いしたいというような内容です。先日の1月12日の本市の小・中学校長会議で私のほうから各校長さんに今の趣旨をお話しして、指導の徹底をお願いしました。

2つ目は、平成23年度の管理職人事についての現時点での状況説明がありました。

3つ目は、理科支援員事業についての、これも何日か前から話があったわけですが、小学生の5年生と6年生の理科の授業に支援員を配置し、活用することで、理科の授業における観察、実験活動の充実及び職員の資質向上を図るということを目的に、そういう事業を立ち上げますと、そういうことでございます。

4つ目は35人学級、これも新聞でいろいろと出ておりますけど、来年度については小学校新1年生のみ実施の方向が出されていると。予算的なものがありますので、これは県の3人事が終わらないと決定という話にはならないと思いますけれども、そういう方向が今、着々と進んでいるというような報告がございました。

そういうことで、湘三教育事務所の教育長会議についての御報告をさせていただきました。以上です。

○村松委員長

はい、ありがとうございます。今、教育長から報告をいただきましたが、何か御質疑、御意見ございますでしょうか。はい、どうぞ。

○竹村委員

今の御報告の中に、体罰を行った先生の処分についてのお話もひとつありましたけれども、その体罰の内容、もし差し支えがなければ、おっしゃれる程度で結構なんですが、教えていただければと思います。

○村松委員長

どの程度の体罰か。

○青池教育長

もちろん、直接ではないんですけれども、県のほうの通達の文書の中では、「授業中の体罰で生徒を負傷させた県立高校の職員」と、そういうふうに書いてあります。多分、生徒を殴ったということだと思います。そういう報告です。

○村松委員長

はい、ありがとうございます。よろしいですか。

○竹村委員

体罰は殴ってけがをさせたとかという、明らかな体罰の部分と、解釈によっては体罰、人によっては、これは体罰じゃないんじゃないかというような部分がそういう幅のあるような考え方に今なっているのでしょうか。

○青池教育長

これはすごく今、難しい話だと思うんですけど、とりあえず法律といいたいでしょうか、体罰ということについては許容は認めていませんので、そういうものが事実として報告があったときは、何らかの形で処分がある。ただ、処分の中にもいろいろな処分がありますので、口頭的な話もあるし、減給の処分もあるし、極端に言えば懲戒免職という処分もあるので、一概にこうですよと言えないのが事実だと思います。

○村松委員長

よろしいですか。はい、どうぞ。

○竹村委員

個人的な考え方ですけども、許容がないというふうにおっしゃっていたので、私、申し上げることは全く意味のないことになってしまいますけれども、市民感情といえますか、社会的な、一般的な考え方の中には許容があってもいいんじゃないかとか、これは体罰に当たらないだろうとかいうような話も出てきていますので、そういったものも、これももちろん法律の問題ですので、ここで議論をするのはナンセンスですけども、一つの処分の中にもそういったことが一般社会の考え方も入っていかないと、教育界だけが孤立してしまうんじゃないかなという考え方も私は持っています。以上です。

○青池教育長

そういう体罰の程度という今、委員さんの意見だと思うんですけど、それについては体罰があったときには、例えば学校であったときには市の教育委員会、市の教育委員会から県の教育委員会、そういう方向でその都度審議されていくという意味で、例えば市の委員さんの中で、それは校長さんに話して終わるということもある。また、県のほうに書類が上がっていき、先ほど言いましたように、重たい処分から注意までいろいろありますので、内容についてはそこで検討される。体罰あったから、いきなりすべてだという形は現にとっていないで、中身によっていろいろと処分の仕方があるということが言えます。

○村松委員長

はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

○桑原委員

関連して、個人的意見として申し上げたいんですが、今、体罰という言葉でのお話がありましたけれども、基本的に目的としては教育なんだと思うんですね。そこにいわゆる生活指導的なものの中にいわゆる体罰という形をとって指導される先生がいらっしゃるということだと思うので、そういった意味ではやはり暴力にかかわることはいけないとは思いますが、いわゆる生活指導というか、しつけの部分では法律、体罰という言葉以外の現場の対応というのは、かなり幅があるし、そこでの対応というのは非常に御苦労の多いところじゃないかと思うんですね。なので、ぜひ先生方の研修会とかいったところで、対応したり工夫していくしかないと思いますので、そこら辺のところ、十分おわかりだとは思いますが、御検討いただきたいのと、あとはやはり世論というところでは、保護者の対応というのが非常に大きく影響するんだとは思っています。そこで保護者と学校との信頼関係ですとか、生徒もそうだと思うんですが、それを図るための工夫というんですかね、そのことも再度、今お話出ましたので、体罰いかんというよりも、どのように生活指導をスムーズに、円滑に、お互いが理解しながら、子供たちの社会性をはぐくんでいけるかというところは、教育委員会としても力を入れていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○村松委員長

はい、ありがとうございます。以前、県の会議で、ある程度の体罰を認めろという話が出たこともあったんですが、やっぱり文科省としては一切だめだと。とにかく、それはすべて処分の対象になるんだということを、かなり文科省の課長は言っていたわけですね。廊下に立たせてバケツを持たせて、昔、結構、水バケツを持たせて廊下に立たされたりなんか、というようなこともあったんですが、そういったものを一切だめだということで、結構その中では割に議論というのがですね、あったことはあったんですが、なかなか難しい問題ですね。愛情が先生方にあった体罰ならば、ある程度は父兄のほうも、それは認めると。逗子だって実質的にそういったようなことは、ないことはないわけですが、なかなかその辺の判断が難しいんじゃないかというふうに思いますけど。学校教育課長のほうは、何かその問題につきました。

○奥村学校教育課長

教育長がおっしゃったとおりですね、学校教育法では体罰は一切認められておりません。ただ、懲戒権というものがございまして、教員には懲戒権は認められております。文科のほうも具体的に何が体罰で何が懲戒に当たるのかということを知りてきておりますので、例

えば今、委員長のお話にもありましたけれども、教室の外へ出して立たせるというようなことは、これは体罰に当たると。ただ、教室内で立たせるということについては、これは懲戒の範囲内。あるいは特別な問題解決に向けて係活動というようなことでやらせるとか、反省文等のある課題を出すとか、そういったものについては懲戒の範囲内という、いくつかの事例を出してきています。それから、例えば教員に対して暴力を児童・生徒が振るった場合に、それを自分の身を守るために押しとどめたという、ある程度の有形力をもって押しとどめたということは、これは懲戒でも体罰でもなく、いわゆる正当防衛という範囲に当たるし、他の児童・生徒に対して暴力的な行為を働こうとしているのを有形力をもって押さえるということも、これは認められている。こういった中身につきましては、新採用者は、学校教育課長の服務研修の中等でお話をしておりますし、各学校での事故防止会議ですとか、県の総合教育センターでの事故防止研修会等、そういったところでも周知は行っているところでございます。

○村松委員長

はい、ありがとうございました。今いろいろ…はい、どうぞ。

○山西委員

いろんな議論が出てくる中で、体罰論という中で、どうしてもこれがある種の暴力行為というときになったときに、暴力行為というものをどう見るかというときに、今までの議論、あまりにも直接的な意味での暴力行為というところで線引きという議論、当然これはすごく大切なところですが、いわゆる間接的な意味での暴力、これが本当は子供たちにとってとても非常に大きな、いじめ等々に見える、または差別的な行為、これもある意味の間接的な暴力なわけですね。ですから、やっぱりその問題とこういうある種の直接的な暴力というものをどういうふうにしちつととらえ直していくのかというところで、若干、直接的な部分でどこかで線引きをしようというところの議論のみが出て、実際起こっている問題が若干構造がつくり出していたり、差別構造であったりとかね、そういった部分、本当はもっと大きな問題として浮かび上がってきているんだらうなという気がしていますので、改めてそういった問題についても、ちょっと議論ができたらいいなと思っています。以上です。

○村松委員長

はい、ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、御質疑、御意見がないようですので、教育長報告事項についてを終わりといたします。

◎日程第2「報告第1号平成23年度全国学力・学習状況調査の実施について」

○村松委員長

日程第2「報告第1号平成23年度全国学力・学習状況調査の実施について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○奥村学校教育課長

平成23年度全国学力・学習状況調査の実施に関しまして、抽出校を久木小学校及び逗子中学校とする決定につきまして、急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規程に基づき、教育長の臨時代理により行いましたので御報告し、御承認を求めらるるものでございます。

○村松委員長

今、逗子中学校と久木小学校は全国学力・学習状況調査の参加校として実施しようという話、去年は1校。

○奥村学校教育課長

はい、沼間中学校1校、今年度、そうです。

○村松委員長

何か本件につきまして御質疑、御意見はありますか。はい、どうぞ。

○桑原委員

国や県でこういった学力調査を実施すると思うんですけども、改めて逗子市としてのそういった調査への御方針ですとかお考えを聞かせていただければと思います。

○奥村学校教育課長

本市としましては、県の学習状況調査、それから国の全国学力・学習状況調査等につきまして、これまで悉皆で実施をしてきた経緯がございます。その際の目的としまして、大きくは2点ございました。1点目としましては、本市の教育及び教育施策の成果と課題の検証を図るということ。2点目としまして、各学校が一人ひとりの児童・生徒の学力や学習状況を把握し、児童・生徒への教育指導や学習状況の改善及びきめ細かな指導に役立てるという、この2点を目的としてこれまで実施をしてきたという経緯がございます。ただ、御承知のとおり、また昨年度も御審議いただきましたけれども、国が悉皆から抽出に変更、それから県もそれまで中学校2年生を対象に5教科、小学校5年生を対象に4教科、小3は2教科でしたけれども、実施していたものを、小・中隔年実施、また教科数も5教科から3教科、4教

科から2教科というふうに減らしたのが今年度ということでございました。それぞれの目的が本市の掲げている目的とやはり若干ずれてしまう。またそれぞれ今後どうなっていくかというところで、流動的などころがあるということでしたので、本市としましては厳しい財政状況というのも背景にございますけれども、悉皆での実施は見送りをして、しばらく様子を見るということで抽出校のみ参加としたところでございます。

○村松委員長

その他、何かございますでしょうか。昨年、大体この方針については昨年の教育委員会で方針を決めたわけですね。それに基づいて今回もその考え方を踏襲していこうということですね。何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

○竹村委員

抽出校から外れた学校が、市町が抽出校の資格ではなく参加した場合に、採点及びデータの分析というのは、各自が行うというふうに聞いていますが、それによって正確な情報が得られて、これらの目的に役立つこと、役立てることができるのかということをお聞きしたいです。

○奥村学校教育課長

今御指摘ございましたように、抽出校以外の希望利用ということを市教委で判断、決定することはできます。ただ、その場合に、市の教育委員会で予算計上をしてということがない限り、採点等は各学校の教職員が行う方法でやります。その場合、特に国の全国学力・学習状況調査は、A問題とB問題という2つがございまして、A問題については基礎・基本の学力を把握する内容ですので、ある程度採点はしやすいかと思えます。ただ、B問題は思考・判断・表現という部分を見ていくということになりますので、採点基準をかなりきちんとそろえてやらないと、結果についても客観性、信頼性というところが担保できないというふうに考えておりますので、悉皆で行うのであれば、やはり共通の採点というものが必要になってくることになると思えます。

○村松委員長

よろしいですか。その他何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

○山西委員

今のお話にありましたように、この学力というものをどうとらえるかというときに、全国学力調査はA問題、B問題。Aが中心として知識事項を、Bが活用というふうなキーワードが使われている中で、なかなかやはりAに関してはイメージが作りやすいものの、Bにお

いて果たしてそれをどういうふうな形でとらえつつ、先ほどから出ていますように、やはりこれをどう日々の学習指導に生かしていくかという中で、逗子の中では私自身もそうだと思いますし、前回の議論でもちょっと出たと思うんですが、このBの表現、今、課長おっしゃったように思考であるとか活用という部分を日々の学習の中で今、先生方の中でどう生かしていくかという、ちょっとその動きについて御説明いただけたら、御説明いただけたらと思いますが。

○奥村学校教育課長

御承知のように、来年度23年4月から小学校が新学習指導要領に完全移行、それから24年度から中学校で新学習指導要領の完全実施ということで予定をされております。その中で非常に大きなものとして、やはり今の思考力、判断力、表現力、あるいは言語活動の充実というところが大きなものとなっております。各学校とも、新学習指導要領への移行期間の中で、そういった言語活動の充実、あるいは思考力や判断力や表現力をどう見とっていくのかといったところを、それぞれ取り組みをしてきております。今年度も校長会議の冒頭で各学校の取り組みを御報告いただいたり、教育課程担当者会議、教頭と教務の担当で構成しておりますけれども、その中で議題としてどのようにきめ細かく子供たちの学力を見とっていくのかというところで取り組みますので、例えば小学校で言いますと、通知表等の見直し等、あるいは評価の仕方のより一層の信頼性や客観性を手に入れていくといったような形、また指導と評価の一体化というような取り組みを各学校で行ってきているところです。教育委員会としましても、学力・学習状況調査は、学力の一部を把握するということができるというふうに考えておりますけれども、やはりトータルとしては日々の子供たちの学習の場面等で、それを評価し、見とっていくということも非常に重要だと考えておりますので、そういった取り組みを今年度も、来年度も事務局としては進めていきたいというふうに思っております。

○村松委員長

はい、ありがとうございます。そのほかありますでしょうか。いずれにしても、逗子の場合は、学校間格差がそんなにないということで、前回も悉皆でなくて抽出で十分学校の把握ができるだろうと。生徒の把握ができるだろうというのが一つありました。それからもう一つは、神奈川県で県調査といったものに参加していきながら、状況を判断していこうということが一つあると。それから生活状況調査については、逗子の場合、研究所でも調査活動をやっております、そういったところで十分把握できていこうというようなことがあってですね、1校でいいと。今回の場合は小学校1校、中学校1校ということですから、逗子

の学校の調査ということについては判断できていくだろうと、小学校も中学校も判断できていくだろうと。したがって、悉皆でなくて抽出でいいだろうということの判断になろうというふうに思います。

その他何かございますでしょうか。今の考え方でよろしいですか。

(「はい、結構です。」の声あり)

はい、ありがとうございます。それでは、御質疑、御意見がないようですので、本件については、承認するというところでよろしゅうございますでしょうか。

(全員異議なし)

はい、ありがとうございます。御異議がないようですので、承認することに決定いたします。

◎日程第3「議案第1号逗子市立体育館条例施行規則の一部改正について」

○村松委員長

日程第3「議案第1号逗子市立体育館条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○宮崎スポーツ課長

それでは、逗子市立体育館条例施行規則の一部改正について御説明いたします。

改正の目的は、身体障害者手帳等をお持ちの方と、その介護の方が逗子市立体育館の共用使用料、これは団体による占有使用を除く個人使用としてです。福祉支援サービスの一環といたしまして、使用料の減免を行い、その際は減免許可申請書の提出及び減免許可通知書を省略するものです。また、社会参加、市民活動ポイント券いわゆるZenカードを使用して共用使用する際に、減免許可申請書の提出及び減免許可通知書を省略するものです。

具体的に説明いたします。第8条第1項中「第5号」を「第8号」にし、第5号、第6号、第7号を追加いたしまして、同条第2項にただし書を加えることにより、身体障害者手帳等をお持ちの方と、その介護者の方は、身体障害者手帳等を提示することにより、共用使用料の減免申請をすることができるものとし、確認後、口頭により申請者に許可を通知することができるものいたします。また、第8条に第4項を追加することにより、社会参加、市民活動ポイント券を使用して、共用使用をする際に減免許可申請書の提出及び許可通知書を省略するものです。以上です。

○村松委員長

はい、ありがとうございます。今説明ありましたように、身障者関係について10割を負担するということになるわけですね。以前は何割でしたっけ、勉強不足で申しわけない。

○宮崎スポーツ課長

以前は減免の規定がございませんでしたので。

○村松委員長

じゃあ、その都度決めていたという感じですか。

○宮崎スポーツ課長

いいえ、お支払いは一般と同じで100%です。

○村松委員長

はい、わかりました。何かございますでしょうか、この問題につきまして。御質疑、御意見ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは御質疑、御意見がないようですので、議案第1号については可決することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

それでは、可決することに決定いたします。

◎日程第4「その他」

○村松委員長

日程第4「その他」を議題といたします。

その他、議事として何かございますでしょうか。

○宮崎スポーツ課長

それでは、スポーツ課より第58回逗子市内一周駅伝競争大会について御報告させていただきます。

平成23年1月9日に開催いたしました第58回逗子市内一周駅伝競争大会は、委員長初め委員の皆様には御出席いただきましてありがとうございました。おかげさまで事故もなく、無事終了することができました。当日は風もなく、晴天に恵まれ、絶好の開催日和となりました。競技には地域対抗の部16チーム、団体対抗の部31チーム、合計47チームが参加し、6区間27.1キロメートルで競技が繰り広げられました。地域対抗の部では、優勝は池子Aでタイムは1時間34分58秒でした。準優勝は沼間Aで1時間36分52秒、第3位は新宿Aで1時間37

分9秒でした。団体対抗の部は、優勝は逗子開成Aで1時間34分14秒、準優勝は逗子消防署Aで1時間36分55秒、第3位は逗子高校Aで1時間37分21秒でした。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

○村松委員長

はい、どうもありがとうございました。駅伝競争大会については、寒い中、皆さん参加いただきまして、ありがとうございました。何か御質疑、御意見ありますでしょうか。特に、桑原さん、どうですか、出られて。走られた感想などを。

○桑原委員

ありがとうございます。楽しくやらせていただいて。1つ、前回もちょっと確認したことなんですけれども、やはり安全面のことですね、参加チームが増えたことと、あとかなり道路の問題が大きな課題であると、いつもおっしゃっていらして、今回も逗子警察のほうでかなり協力いただいたんだと思うんですね。あとは警察のチームも出られていましたかね。そういう意味ではいい関係をつくっていただけているんだと思うんですけれども。そういった部分を今後さらに課題になるであろう安全面の部分と、ちょっとあのときにも応援車両が1つあったということもあったので、そこら辺のところで補足と今後の御方針等ありましたら、お聞かせ願えればと思います。

○宮崎スポーツ課長

安全面につきましては、今おっしゃられたように、さらに次回は強化したいと思っておりますけれども、それに増してですね、今は、ある団体なんですけれども、来年、出場チームも参加条件として、チームから1名は路上観測員を出すという、そういう方針で今のところ行っていきたいと思っております。

○村松委員長

はい、ありがとうございます。いずれにしても逗子警察署もほとんど全署員がですね、参加いただいて、大変ないろいろと協力をいただいて、伝統ある行事ですから、とにかく今までだけがもなくずっときてるわけですから、安全面と。それと、年々参加者がかなり参加チームが増えておりますから、このままいくと結構参加チームがふえていくだろうから、その辺、制限しなくていいのかどうかとかですね、いろいろな問題あるし、また、前、桑原さんのほうから出てましたように、競技者だけじゃなくて、全体逗子市の体育の奨励のためにね、みんなが参加できるようなマラソンにしたらどうかというような意見等もあって、この辺も安全面等あわせて考えていかなきゃいけない、なかなか難しい問題でしょうけど、そういった

意味では伝統ある行事をそのままきちっと続けていくと同時にですね、もう少し違った要素も入れることができないだろうかというようなことも、ある程度研究をしていただくということをお願いしたいというふうに思います。

何かほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、その他については、はい、どうぞ。

○竹村委員

確認ということで、たまにこういうお話をさせていただいていますが、きょうは1月17日ということで、阪神・淡路大震災の日でもありますので、逗子市内において大規模災害が起きたときの、特に今回は学校の中で子供たちが学校に行っている間にそういったことが起きた場合の一つの大規模な避難誘導體制みたいなものについて、確認の意味でお話しいただければと思います。

○川名学校教育課主幹

大規模地震への対応につきましては、平成22年、昨年2月に逗子市学校防災計画を作成したことを受けまして、同年3月に各学校から保護者に対しまして「大規模地震への対応について」という文書を配付しております。その内容は、学校における児童・生徒等に対する措置といたしまして、注意報が出た場合、それから警戒宣言が発令された場合、また地震の震度に応じて、あるいは津波警報が出された場合の登・下校、それから集団下校、保護者引き渡し等についてお知らせをしております。以上です。

○村松委員長

はい、ありがとうございます。その他、何かございますでしょうか。

いずれにしましても、きょうテレビでやっていたように、やっぱりかなり各家庭、意外に備蓄もないし、水もないし、インフラが全部止まったときに、かなり大きな混乱が出てくるだろうというような話もあったんですが、逗子市としては備蓄はどの程度やってるんですでしょうか。水とかいろいろと。逗子市として備蓄はされているんでしょうか。

○柏村教育部長

市としましては、水と食糧を備蓄しております。ただ、何名分とか何日分というのは、申しわけございません、この場でお答えできかねます。庁舎と浄水管理センターを保管場所として備蓄しており、そのほか各学校の防災倉庫にも、ある程度保管されているというふうに聞いております。

○村松委員長

はい、ありがとうございます。いずれにしても、この防災については、ある日突然くるわけですから、かなり事前広報いわゆる防災についてある程度家庭の責任というのは大きいと思いますから、家庭に声をかけながら、いろいろな形ではやっていただいておりますけれども、さらにそういった面についても広報あるいは教育をしていただければというふうには思っております。

それでは、その他何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

○間瀬文化振興課長

文化振興課から、お手元に封筒で差し上げましたが、逗子市手づくり絵本コンクール、今年第7回目でございますが、その表彰式を2月12日の午後2時から、プラザホールのなぎさホールで開催をする予定にしております。ぜひ御参加していただければと思っております。今、進捗状況を若干お話ししますと、昨年市民の方の投票、1月14日に専門委員の方で審査、それから本日なんですが、市民の委員の方による審査、この辺を踏まえまして、最優秀賞、優秀賞、それから市民投票賞を決めまして、この2月12日に授与を予定しております。それから、あわせてロビーでその作品を見ていただいたり、今までの受賞作品の販売をすとか、配付をすとか、その辺のところを今、計画をいたしております。お時間ございましたら、ぜひお越しくださいませ。

○村松委員長

はい、ありがとうございます。2月12日、開演は午後2時ということです。ぜひ教育委員の皆さんも予定をとっていただいて参加いただければというふうに思います。

その他、あと何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、次回の定例会についてですが、2月21日（月曜日）午前10時からを予定しておりますが、決定につきましては改めて委員に御通知いたします。

以上で本日の日程はすべて終了しました。これをもちまして教育委員会1月定例会を終了いたします。ありがとうございました。